

アジア太平洋地域における高等教育の学業、卒業証書 及び学位の認定に関する地域条約（仮訳）

1983年12月16日 バンコクで作成

1985年10月23日 効力発生

前 文

この条約の当事者であるアジア太平洋諸国は、

地理及び歴史がこれらの諸国を結びつけた絆を強めようという共通の意思に導かれ、

ユネスコ憲章において明記されているとおり、「この機関の目的は、・・・教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献することである」ことを想起し、

アジア・太平洋地域のそれぞれの国及びすべての国の経済的、社会的、文化的及びテクノロジー上の発展をうながし、地域の平和を促進することを目的として文化的交流を強める必要があることに留意し、

知識の向上を奨励し、高等教育の質を不断に高めるためにこれら諸国の潜在能力の最適利用を目的として、特に諸国間の協力を強め、広げていくことを切望し、また、この協力の枠内において、学生や専門家がより自由に移動できるようにすることによって、学業、卒業証書及び学位の認定が、より多くの科学者、技術者及び専門家を訓練し、完全雇用することを要する地域の開発を促進するための前提条件となることを確信し、

アジア・太平洋地域の文化及び高等教育制度が非常に多様であることが比類なき資源となっていることを確信し、また、各締約国の国民、特に学生、教員、研究者及び職業従事者に、当該国の国内法を十分に尊重して、他締約国の高等教育機関において訓練及び研究を継続することを認可し、もって、その教育資源の利用を容易にすることによって当該国の国民に対しこの文化的資源を十分活用せしめることを切望し、

教育上の伝統及び教育制度、職業遂行上の伝統と必要条件並びに憲法上、法律上及び行政上の諸規定・措置において地域内に存在する相当の多様性についても認識し、

多くの締約国が、相互に同等性と認定に関する2国間又は亜地域間協定を既に締結していることを想起し、しかしながら、2国間及び亜地域間において努力しこの努力を強化した後アジア・太平洋地域全体にまでこの協力関係を拡大することを希望し、

諸課程の多様性と複雑さのため、厳密な等価の概念に基づく同等性を、相異なる国の卒業証書及び学位の間において、また、同一国の相異なる高等教育機関のそれらの間においても確認することは必ずしも可能ではないこと、並びに、上級の教育・研究段階への移行を認可するため、取得した卒業証書又は学位により証される学習及び関係当局によりその能力を保証するものとみなされる他の経験を考慮に入れて、達成能力水準の評価を社会的、国際的移動促進の観点から行いような学業認定の手法を講ずる必要があることを考慮し、

他の締約国において得られた学業、課程修了証書、卒業証書及び学位をすべての締約国が認定することは、人々の移動並びに思想、知識及び科学、技術的経験の交流を促進させるものであることを考慮し、

この認定は、

1. アジア・太平洋諸国において存在する教育手段を、共通の利益のため、最大限有効に活用することを可能にし、
2. 教員、学生、研究従事者及び職業従事者がより移動可能なようにし、
3. 海外で教育・訓練を受けた者が帰国したときに会う種々の困難を和らげる

ための諸条件の一つであることに留意し、

生涯教育振興の諸原則、教育の民主化並びに制度的、経済的、テクノロジー上及び社会的諸変革をもたらすことができ、かつ、各国の文化的風土に適した教育政策の策定と実施を考慮に入れ、学業、課程修了証書、卒業証書及び学位ができるだけ広範に認定されることを保証することを熱望し、

特に国内的、2国間、亜地域内及び多国間の既存の又はこの目的のため新たに創設される機構を通してとられる一致した精力的な活動の出発点となる条約によって、これらの事項に関する将来の協力関係を支持し、組織することを決意し、

国際連合教育科学文化機関総会によって課せられた究極の目的は“すべての国の高等教育・研究機関から出された学位、卒業証書及び課程修了証書の認定と有効性に関する国際条約を作成すること”にあることに留意し、

次のように同意した：

第 1 章 定 義

第 1 条

この条約において、高等教育に係る外国の課程修了証書、卒業証書又は学位の「認定」とは、締約国の権限ある当局が外国のこれらの証書又は学位を受け入れ、及びその保有者に対し国内の課程修了証書、卒業証書又は学位に相当するものと評価し、国内のこれらの証書又は学位の保有者が享有する諸権利を与えることをいう。これら諸権利は、その認定の適用の局面により、学業の継続若しくは職業の実践又はその双方に及ぶものとする。

(a) 高等段階の学業の遂行・継続を目的とする課程修了証書、卒業証書又は学位の認定は、その保有者に対し、いかなる締約国の高等教育・研究機関への入学・進学についても、関係締約国の相当する課程修了証書、卒業証書又は学位の保有者に対して適用される条件と同一の条件の下に考慮される権利を与えるものとする。

ただし、この認定は、外国の課程修了証書・卒業証書又は学位の保有者に対し、この認定を与える国の関係高等教育・研究機関が入学・進学に関し必要とするいかなる条件（卒業証書又は学位の保有に係るものを除く。）をも免除するものではない。

(b) 職業の実践を目的とする外国の課程修了証書、卒業証書又は学位の認定は、その保有者が当該職業の実践に必要な技術的訓練を受けていることを認定することを意味するものとする。ただし、この認定は、当該外国の課程修了証書、卒業証書又は学位の保有者に対し、締約国の権限ある政府又は職業当局が当該職業の実践のため規定している他のいかなる条件をも免除するものではない。

(c) しかしながら、課程修了証書、卒業証書又は、学位の認定は、他の締約国におけるその保有者に対し、当該証書又は学位が授与された国において享有する権利以上の権利を与えるものではない。

2. この条約において：

(a) “中等教育”は、初等教育に続くすべての学習段階及び生徒の高等教育への進学準備を含む諸目的を意味する；

(b) “高等教育”は、中等後段階におけるすべての教育、訓練又は研究を意味する。

3. この条約において、“部分的学業”とは、ひとつの完結した教育課程をなさないが、知識又は技能の修得に効果あるだけの期間にわたる学業又は訓練を意味する。

第 2 章 目 的

第 2 条

締約国は、共同して、平和及び国際理解を目的とするアジア・太平洋地域の全国家の積極的な協力活動の推進、並びに教育上、テクノロジー上及び科学上の潜在力のより広範に亘る活用に関する、他のユネスコ加盟国とのより効果的な協力関係の発展に寄与することを意図するものとする。

2. 締約国は、以下の各号に掲げる目的のため、各国の憲法その他の法令の枠内において、緊密な協力を行う堅固な決意を有することを厳粛に宣言する；

- (a) 全締約国のため、利用できる教育及び研究上の資源を可能な限り有効に活用することができるようにし、また、この目的のため、
- (i) いずれの締約国の学生又は研究者に対しても、その高等教育機関をできる限り広範に開放すること；
 - (ii) これらの者の学業、課程修了証書、卒業証書及び学位を認定すること；
 - (iii) 履修単位、授業課目、課程修了証書、卒業証書及び学位並びに高等教育への入学・進学条件を比較可能ならしめる制度の適用を容易にするため、可能な限り、同様の用語及び評価基準をつくり、採用すること；
 - (iv) 権限ある当局が認定し得るとみなす限りにおいて、課程修了証書、卒業証書、学位及び他の関連する個人の資格により証明される修得知識に留意しつつ、上級の学業段階への入学・進学に関し、弾力的な方途を採用すること；
 - (v) 高等教育段階における知識の学際的性格に留意しつつ、到達した教育水準及び履修した課程の内容に基づき、部分的学業の評価に対する柔軟な基準を採用すること；
 - (vi) 学業、課程修了証書、卒業証書及び学位の認定に係る情報交換のための制度を確立し、改善すること；
- (b) 経済的、社会的及び文化的発展を図るための必要条件、各国の諸政策、並びに国際連合教育科学文化機関の権限ある機関が、教育の質の不断の改善、生涯教育の振興及び教育の民主化に関し作成した勧告に定められている目標のみならず、人格の十全の啓発並びに国家間の相互理解、寛容及び友好の目的並びに世界人権宣言、国際連合国際人権規約及び教育における差別待遇の防止に関するユネスコ条約により、全体として教育に課せられている人権に係るすべての目的をふまえ、高等教育への入学・進学条件の整備を含め、締約国における教育課程並びに高等教育の計画及び振興に係る手法を不断に改善すること；

(c) 学業及び学問上の資格の比較並びに認定又は同等性に関し、地域的及び世界的な協力関係を強化すること；

3. 締約国は、本条に規定する目的を漸進的に達成するため、特に2国間、亜地域間、地域間又はその他の協定、大学又は他の高等教育機関間の協定並びに権限ある国内又は国際機関及び他の機関との協定により、国内的、2国間及び多国間の段階において、すべての可能な措置をとることに同意する。

第3章 即時適用措置

第 3 条

締約国は、他の締約国において出された、高等教育への入学・進学を認める中等教育修了証書その他の卒業証書について、その保有者が締約国のそれぞれの領土に所在する高等教育機関において学業を行うことができるよう、第1条第1項第(a)号に規定する認定を行うためすべての可能な措置をとることに同意する。

2. しかしながら、一定の教育機関への入学は、第1条第1項第(a)号の規定にかかわらず、入学可能定員及び目的の学業を有効に行うのに必要な語学力に関する条件に依存することがある。

第 4 条

締約国は、次の各号に掲げる目的のため、すべての可能な措置をとることに同意する：

- (a) 課程修了証書、卒業証書及び学位について、当該保有者が、その領土に所在する高等教育機関において上級の学業及び訓練を遂行し並びに研究が行えるよう第1条第1項第(a)号に規定する認定を行うこと；
- (b) 学業の遂行を目的として、他の締約国に所在する高等教育機関において行なわれる部分的学業の認定に適用される手続を可能な限りにおいて定めること；

2. 第3条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第 5 条

締約国は、他の締約国の権限ある当局が発行した課程修了証書、卒業証書又は学位が職業の遂行のため第1条第1項第(b)号に規定するところにより実効性をもって認定されるようすべての可能な措置をとることに同意する。

第 6 条

締約国の領土内における教育機関への入学及び部分的学業の履修単位又は職業の実践に関する決定が、当該国の監督の下に行なわれない場合、当該国は、本条約の本文を関係機関及び当局に送付し、本条約第 2 章及び第 3 章に規定する諸原則が当該機関に受け入れられるよう、できる限り努めるものとする。

第 7 条

認定は、一定の締約国の認定された機関において行った学業及び取得した課程修了証書、卒業証書又は学位に係るものであることにかんがみ、当該学業を行い又は当該証明書若しくは学位を取得した者は、その国籍又は政治上若しくは法律上の地位にかかわらず、すべて第 3 条、第 4 条及び第 5 条に規定する便益を享受する権利が与えられる。

2. 非締約国の領土において第 3 条、第 4 条及び第 5 条に規定する課程修了証書、卒業証書又は学位に相当する 1 又は数個の証書又は学位を取得した締約国の国民は、当該証書又は学位が国籍国及び学業の継続を希望する国において認定されている場合、すべて第 3 条、第 4 条及び第 5 条の規定の適用を受けることができる。

第 4 章 実施のための組織・機構

第 8 条

締約国は、第 2 条に規定する目的達成のための任務を遂行し、第 3 条から第 6 条までに規定する諸措置が次の各号に掲げる手段により実施されるよう最大限努力するものとする：

- (a) 国内団体
- (b) 第 10 条に規定する地域委員会
- (c) 2 国間又は亜地域内団体・機関

第 9 条

締約国は、この条約に定める目標を達成し、諸措置を実施するためには、国内段階において、政府機関であると否とを問わず、特に大学、認可団体及び他の教育機関等多様な国内関係機関の緊密な協力及び協調が必要であることを認識するものとする。それ故締約国はすべての関係部門が協力し及び適切な解決策を提案する適当な国内団体に対し、本条約の実施に係る諸問題の研究を付託することに同意するものとする。

締約国は、さらに当該国内団体の効果的な機能を促進させるため必要なすべての可能な措置をとるものとする。

2. 締約国は、高等教育における学業、卒業証書及び学位並びに他の学問上の資格に関する活動のため必要なすべての情報の収集に相互に協力するものとする。

3. 各国内団体は、高等教育における学業、卒業証書及び学位に係る活動に必要なすべての情報を自由に収集し処理し及び保管し、又は個々の国の文献センターから必要な情報を早急に入手することを可能にするための必要な手段を持つものとする。

第 10 条

締約国政府の代表より構成される地域委員会が本条約により設置されるものとする。本委員会の事務局は、国際連合教育科学文化機関の事務局長にこれを付託するものとする。

2. 地域委員会の任務は、本条約の適用を促進することとする。地域委員会は、本条約の適用の進捗状況及び問題点に関し締約国が行う定期的報告並びに事務局が本協定に関し行う調査・研究を受理し、審査するものとする。締約国は、少なくとも2年に1回委員会に報告を行うものとする。地域委員会の他の任務は、地域内諸国間において、高等教育における学業、卒業証書及び学位に関する情報並びに資料の収集、普及及び交換を促進することとする。

3. 地域委員会は、適当と認める場合には、締約国に対し、本条約の適用に関する一般的又は個別的な性格をもつ勧告を行うものとする。

第 11 条

地域委員会は、各会期ごとに議長を選出し、手続規則を採択するものとする。地域委員会は、少なくとも2年に1度通常会合を開催するものとする。委員会は、第6番目の批准書、承認又は受諾書が寄託されてから3か月後に第1回会合を開催するものとする。

2. 地域委員会事務局は、委員会から受ける指示及び手続規則の規定に従って、委員会会合の議題を用意するものとする。地域委員会事務局は、国内団体がその活動のため必要とする情報の入手について援助するものとする。

第5章 情報・資料

第 12 条

締約国は高等教育における学業、課程修了証書、卒業証書及び学位並びにその他学問上の資格に関する情報及び文献の交換を行うものとする。

2. 締約国は、既存の手段及び組織・機構、並びに国内、地域、亜地域の及び国際的機関、特に国際連合教育科学文化機関が収集した情報を考慮に入れ、高等教育における学業、課程修了証書、卒業証書及び学位の認定に関するすべての必要な情報を収集、処理、分類及び普及するための手段及び組織・機構の開発促進に努力するものとする。

第6章 国際機関との協力

第13条

地域委員会は、本条約が可能な限り十分に適用されるよう、その活動を権限ある政府間又は非政府間の国際機関と協力して行うためのすべての適当な措置をとるものとする。

第7章 1以上の国の監督下にある 高等教育機関

第14条

本条約の規定は、1締約国の監督下にある高等教育機関が当該国の領土外にある場合にあって、当該機関において行なわれた学業並びに当該機関において取得された課程修了証書、卒業証書及び学位についてこれを適用するものとする。

2. 1高等教育機関が、本条約の締約国ではない国を含む複数の国の監督下にある場合、当該機関に対する本条約の十分かつ無限定の適用について、1又は複数の関係非締約国の承認を得ること、並びにその旨を公式文書を寄託することにより事務局長に通知することは、これを関係締約国の責務とする。

第8章 批准、承認、受託、加入及び発効

第15条

本条約は、本条約の採択を付託される外交会議への出席を要請されたアジア・太平洋地域諸国による署名及び批准、承認又は受託のためこれを公開するものとする。

第16条

国際連合、専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国である他の国又は国際司法裁判所規程の当事国である他の国は、本条約に加入することを認可されることがある。

2. この加入要請は、国際連合教育科学文化機関事務局長にこれを通報するものとし、事務局

長は、本条第3項に規定する特別委員会会合の少なくとも3か月前に締約国に対しこれを通知するものとする。

3. 締約国は、前項の要請を検討することにつき政府から特命の委任を受けた各締約国の代表1名ずつより構成される特別委員会会合を開催するものとする。この場合において、委員会の決定には、締約国の3分の2の賛成を必要とする。

4. この手続は、第15条に規定する国の少なくとも6か国以上により本条約が批准、承認又は受託された場合にのみこれを適用する。

第 17 条

本条約の批准、承認若しくは受託又は本条約への加入は、批准、承認、受託又は加入書を国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託することにより発効するものとする。

第 18 条

本条約は、第2番目の批准、承認又は受託書が寄託されてから1か月後に批准、承認又は受託書を寄託した国についてのみ発効するものとする。本条約は、他の各国については、当該国が批准、承認、受託又は加入書を寄託してから1か月後に発効するものとする。

第 19 条

締約国は、本条約を廃棄する権利を有するものとする。

2. 廃棄は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託される文書によりこれを通告するものとする。

3. 廃棄は、廃棄書受理の12か月後に発効するものとする、ただし、本条約の規定の適用を受け、かつ廃棄国の領土において学業を継続している者は、当該学業の課程を修了することができるものとする。

第 20 条

本条約の解釈又は適用に関する2以上の締約国間におけるいかなる疑義も、当事国間の協議を通してこれを解決するものとする。

第 21 条

本条約は、締約国間で既に発効している条約又は締約国により採択された国内法規に対し、

当該条約及び法規が本条約において規定する便益以上の便益を規定している限り、いかなる意味からも影響を及ぼすものではない。

第 22 条

国際連合教育科学文化機関事務局長は、第 15 条及び第 16 条に規定する締約国及びその他の国並びに国際連合に対し、第 17 条に規定する批准、承認若しくは受諾、第 16 条に規定する加入のすべての文書又は第 14 条に規定する公式文書の寄託、並びに本条約第 19 条に規定する廃棄を通告するものとする。

第 23 条

国際連合憲章第 102 条の規定に基づき、本条約は、国際連合教育科学文化機関事務局長の要請により国際連合事務局にこれを登録するものとする。

以上の証拠として、正当な委任を受けた下記の代表は、この協定に署名した。

1983 年 12 月 16 日バンコクにおいて、同等に正本である中国語、英語、フランス語及びロシア語の正本 1 冊に編さんし、これを国際連合教育科学文化機関の公文書館に寄託するものとする。正本の写しであることを証明した写しは第 15 条及び第 16 条に規定する国並びに国際連合にこれを送付するものとする。